

メモ



Embassy of Ireland in Japan
Ambasáid na hÉireann
駐日アイルランド大使館

〒102-0083
東京都千代田区麹町2-10-7 アイルランドハウス
アイルランド大使館

T: 03 3263 0695
F: 03 3265 2275
www.dfa.ie/japan

開館時間：
月曜日から金曜日10:00～12:30および14:00～16:00

デザイン
raydmurphy.com



アイルランドの ワーキング ホリデー

ガイド



目次

*"May the road rise to meet you
May the wind be always at your back
May the sun shine warm upon your face
And rains fall soft upon your fields."*

道は平らかで
風は追い風に
暖かく陽はあなたの顔に輝き
雨は優しくあなたの大地に降り注ぐように。

アイルランドの古いことわざより

はじめに	1
日本ーアイルランド ワーキング・ホリデー・プログラムについて	2
申請方法について	5
アイルランド入国後の手続き	7
宿泊施設について	9
アイルランドで英語を学ぶ	11
アイルランドで働く	12
よくあるご質問	13
アイルランドにある日本の機関	15
重要なお知らせ	16

はじめに



アイルランドへようこそ。
U2、エンヤ、リバーダンス、など
なだらかな草原、
壯觀な断崖、のどかな島々。活気があり国際的で
歴史ある街。オスカー・ワイルド、ジェームズ
ジョイスそしてラフカディオ・ハーン（小泉八雲）。
映画「P.S.アイラヴユー」、「マイケル・コリンズ」、
「ONCE ダブリンの街角」。

これらを生み出した国、アイルランド。世界で
最も安全でフレンドリーな国の一です。日本ー
アイルランドワーキング・ホリデー・プログラムは、
そんなアイルランドでの生活を経験したい方への
入口となるでしょう。

ワーキング・ホリデー・プログラムでは以下の
ことが可能です。

1. 最大12ヶ月間のアイルランド滞在
2. 旅行費用を補うためのフルタイムでの就労
3. フルタイムまたはパートタイムでの英語学習

ここでは、プログラムの申請方法とアイルランド
入国情報を案内します。

本冊子では、宿泊施設や語学学校など、
アイルランド訪問に際し、有益な情報を紹介
しています。ワーキング・ホリデー・プログラム
以外で渡航する方もどうぞご参考ください。
なお、日本国籍であれば、最大90日間ビザなしで
滞在することができます。

別途、アイルランド政府観光庁のウェブサイト
www.ireland.com でもアイルランドへの旅に
ついて有益な情報を得ることができます。

日本ーアイルランド ワーキング・ホリデー プログラムについて



以下は、過去のワーキング・ホリデー経験者の
体験談です

鈴木海斗さん

滞在期間:2014年9月から6ヶ月間
滞在地:ゴールウェイ

私がアイルランドに興味を持ったのは
「ギネスピール」が好きで本場のものを
飲んでみたいという単純な動機から
でした。現地に着いてから、まず
Galway にある語学学校に通い、
その後 Irish pub で働き始めました。
オーナーはとても私を可愛がってくれ、
沢山の事を教えてくれました。また
アイルランドでの生活はどこを取っても
私にとってかけがいの無いもので、
夜通しパーティをしたり、価値観の
違う仲間達と語り合ったり、サッカーや
ラグビーをして汗を流したりと素晴らしい
ものでした。この場では語り尽くせない程の
経験をくれたアイルランド。
この魅力は実際に行き、腰を落ち
着けて生活してみないと分からぬ
ものだと思います。ワーキングホリデーの
制度は私の今後の生き方を考える
とても良い機会をくれたとても貴重なものだったと思います。

ワーキング・ホリデー・プログラムを利用する
ことにより、最大一年間アイルランドに滞在し、
学習や就労をすることが可能です。期間中は
旅行をしたり、一箇所に滞在して地元の人と
接しながらアイルランド人の生活習慣を学んだり
することができます。ワーキング・ホリデーでの
滞在期間をどのように過ごすかはあなた次第。

また申請は無料です！

龍岡まり子さん

滞在期間：2014年10月から1年間

滞在地：ゴールウェイ、エニス

アイルランドの伝統音楽を学ぶため、2014年10月に渡愛し、現在滞在8ヶ月目です。最初の3ヶ月間はゴールウェイの語学学校に通いながらフィドルのレッスンを受け、その後エニスという小さな街に引っ越しました。田舎町ということ、時期が冬だったのでこともあり、仕事を見つけるには苦労しましたが、その間は路上演奏で生活費をまかないながら、春先にやっと街のカフェで働くことになりました。現在、昼間は働き、夜はパブへ足を運び伝統音楽に耳を傾ける、まさに理想的な生活です。

アイルランドは雨が非常に多く、特に秋冬はどんよりとした日が続きますが、一歩パブへ足を踏み入れれば陽気な音楽が流れ、いつも人々で賑わっています。“Public House”の語源の通り、パブは社交の場でもあり、その一つのツールでもある音楽は、彼等の生活に深く根付いています。ミュージシャンも聴衆も一緒にお酒を飲み、お喋りをし、誰かが踊りだし、時にはそれが明け方まで続くことも...。また雨の日が多い分、晴れた日には必ず誰かに「Are you enjoying the sun?」と聞かれるくらい、誰もが外に出て太陽の光を楽しめます。

いつも忙しく人が行き交い、なんでも物がそろう日本とは対照的で、ゆったりと流れる時間、質素な生活の中に小さな幸せや楽しみを見つける、そんな彼等の暮らし方は、日本に帰つてからも忘れずにいたいと思っています。この気候と、どこを見渡しても延々と緑が続くこの自然の中でこそ生まれた文化に触れることができ、一歩アイルランドに近づけたかなと感じています。(2015年6月現在)



では、まず初めに申請の資格があるかを見てきましょう。以下の項目に該当する方は、申請の手続きに進むことができます。

- A) 年齢が18歳以上30歳以下であり、日本国籍を有していますか？
- B) 有効な日本国パスポートを所持していますか？
- C) 現在日本に居住していますか？
- D) アイルランド滞在中の生活費と帰国用航空券の購入費用を含めた十分な資金有していますか？

残念ながら申請資格に該当しない方は、ワーキング・ホリデー・プログラム以外でもアイルランドに滞在する方法はたくさんあります。先述の通り、日本国籍の方はビザなしでアイルランドに最大90日間滞在できます。また、アイルランドへ留学するにはビザは不要だということをご存知でしょうか？更に、公認されたコースを受講しているのであれば、週20時間まで就労が可能です！

申請方法について

申請資格があり、ワーキング・ホリデー プログラムの申請をされる方は、まず大使館 ウェブサイト www.dfa.ie/japan で、申請期間を 確認のうえ、「申請のご案内」をご参照ください。申請書は申請受付期間外は受領しませんので ご注意ください。

申請手続きの際、規約 (Terms & Conditions) に 同意していただく必要があります。規約には、 以下の内容が記述されています。

規約

- a) 滞在中の十分な資金保持、調達が できていること。
- b) 滞在期間を完全にカバーする海外旅行保険に 加入すること。
- c) ワーキングホリデーでアイルランドに行つた ことが無いこと。
- d) 入国から1ヶ月以内にアイルランド警察 入国管理局(地方の場合には所轄の警察署) にて所定の手数料を支払い外国人登録を行 うこと。
- e) ワーキング・ホリデー許可証は申請者個人に 対して発給されるものであり、配偶者や 扶養家族を同行させないこと。
- f) ワーキング・ホリデー許可証を利用して アイルランドに入国する場合、滞在期間は 入国日から起算して最長12ヶ月であること。
- g) いかなる場合にも滞在期間を延長したり、 別のビザへの切り替えをしたりしないこと。 期間終了後は必ず出国すること。



- h) ワーキング・ホリデー許可証を申請する 要件を満たしていても、既にアイルランドに 別の目的で入国している場合、アイルランド 国内からワーキング・ホリデー許可証への 変更及び新たな申請をしないこと。
- i) 肺結核などの深刻な病気を患ったことが ないこと。
- j) 有罪判決を受けたことがないこと。
- k) 麻薬の常用または取引をしたことがない こと。
- l) いかなる国でも入国拒否や出国命令を 受けたことがないこと。

上記において全てを遵守できることを確認後、 ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション(許可証)の申請を行ってください。また、 申請書内の規約遵守欄に必ずチェックを入れて ください。

申請の手続きについては、大使館ウェブサイトの 「申請のご案内」に従い進めてください。 申請受付期間終了後、大使館にて審査し、追って 申請結果をお知らせいたします。

ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション(許可証)は、自動的にアイルランドへの入国が 許可されるものではありません。通常の入国 管理規則及び手続きが適用される旨、ご了承 ください。



必要書類送付先：
〒102-0083
東京都千代田区麹町2-10-7 アイルランドハウス
アイルランド大使館
ワーキング・ホリデー・プログラム係

アイルランド入国後の手続き

外国人登録

アイルランド入国後一ヶ月以内にアイルランドの警察当局 (An Garda Siochana) にて、外国人登録をすることが義務付けられています。届出を行いませんと、90日以上の滞在、または就労が行えませんのでご注意ください。

ダブリンに滞在する場合は、Garda National Immigration Bureau (Garda出入国管理局)で行います。住所は 13/14 Burgh Quay, Dublin 2。GNIB オフィスの連絡先は +353 (1) 6669130、また、メールアドレスは gnib_dv@garda.ie です。

ダブリン以外に滞在する場合は、その地域の警察署本部で手続きをしてください。警察署の所在地は、最寄りの警察署または、ウェブサイト：www.garda.ie でご確認下さい。

社会保障番号の取得

さらに、社会保障番号の取得も必要です。アイルランドではPersonal Public Service (PPS) 番号と呼んでいます。取得するためには最寄りの社会福祉事務所で手続きを行ってください。

Department of Social and Protectionのウェブサイト www.welfare.ie を確認し、該当する申請先や、申請手順について確認してください。

以下の書類が必要になる場合があります

1. パスポート、または出入国管理局からの外国人登録証
2. アイルランドでの滞在先の住所を証明する書類

アイルランドの税務当局 (Revenue Commissioners) への登録

アイルランド就労者同様、アイルランドの税務当局(Revenue Commissioners)へ登録する必要があります。納付する税額は収入により異なります。

アイルランドの雇用主は Pay As You Earn (PAYE) システムを用いて源泉徴収を行います。就労の開始時から税金を正しく納付できるように、また雇用主が給与から正確な金額を徴収するために、以下の2点を行ってください。

1. 雇用主にPPS (Personal and Public Service) 番号を提示してください。それにより、雇用主は税務当局に就労開始を通知します。
2. 「Form 12A」と呼ばれる用紙に必要事項を記入し、管轄の税務署に郵送してください。通常、申請用紙、管轄税務署等は雇用主が提示してくれます。

上記の手続きは就労先（アルバイトも含む）が決定した時点で、できる限り早急に行ってください。

税務局のウェブサイト www.revenue.ie で税金に関する情報を調べることができます。



宿泊施設について



アイルランドでは宿泊施設としてホームステイやホステル、又は昔ながらの家族経営の民家や農家など、たくさんの種類があり、様々な予算とニーズに合わせることが可能です。特に夏はアイルランドに大勢の人々が訪れるため、入国前に事前に予約しておくことをお勧めします。

ホームステイ

アイルランドの家族と一緒に暮らすことにより、アイルランド人の生活習慣や文化を体験することができ、また様々な人と知り合う絶好のチャンスが拡がります。ホームステイ経験者には、本当の家族の一員のように、ホストファミリーと生涯続く関係を築いていく人も多くいます。

ホームステイは語学学校の学生に特に人気があり、多くの学校で滞在先を手配してくれます。ホームステイを提供する全ての家庭は、アイルランド島全土の観光振興組織であるFáilte Irelandの規定を満たす必要があります。ホームステイ先を決める前にFáilte Irelandのウェブサイト www.discoverireland.ie を参照ください。

ユース・ホステル

ユース・ホステルは安価な宿泊先として、特に若者に人気の宿泊施設です。ユース・ホステルに宿泊する主な利点は、そこで世界中からやってくる様々な人達と巡り会えることです。

アイルランド・ユース・ホステル協会(アイルランド語で「An Óige」)は Hostelling International と提携しており、全国27件のユース・ホステルを経営しています。更に詳しく調べたい場合はアイルランド・ユース・ホステル協会のウェブサイト www.anoige.ie をご覧ください。

その他、観光局公認のホステルが数多くあり、Independent Holiday Hostels of Ireland のウェブサイト www.hostels-ireland.com で情報を得ることができます。

賃貸またはルームシェア

別の方法として賃貸、またはルームシェアすることができます。賃貸またはルームシェアの物件はアイルランドの日刊新聞 www.daft.ie、www.discoverireland.ie などのウェブサイトに掲載されています。



B&B やホテル

B&B ('Bed and Breakfast') はアイルランドの伝統的な宿泊施設であり、どの市町村でも見かけることができます。通常B&Bは家族経営で、宿泊料金に朝食(通常は伝統的なアイリッシュ・ブレックファスト)が含まれています。

中には夕食を提供するところもあります。アイルランドには、古城ホテルからモダンなインターナショナル系高級ホテル、古い伝統的なゲストハウスなど、多種多様なホテルが各地にあり、趣味や予算に応じたホテルを探すことができます。

B&B系の宿泊施設やホテルに関する情報は www.discoverireland.ie で入手でき、ホテルの多くはオンライン予約が可能です。



アイルランドで 英語を学ぶ



ワーキング・ホリデー・プログラムの一つの特徴として、アイルランド滞在中に、語学学校にフルタイムまたはパートタイムで通うことができます。語学学校の多くは、コース期間中の宿泊施設の手配をしてくれます。

アイルランドでの英語学習についての情報は www.learning.ie でご覧になれます。

アイルランド政府は、非常に高い水準を確保するために、アイルランドの英語学校の運営基準を厳しく管理しています。政府の要求する高い水準を満たす学校は、ACELS (Advisory Council for English Language School) というアイルランド政府機関から認定を受けています。高い水準の英語を勉強するためには、ACELS認定校を必ず選んでください。

このような水準を満たす英語学校のリストは、ACELSのウェブサイト、www.acels.ieに掲載されています。

アイルランドの語学学校に関する情報は、MEI-RELSAのウェブサイト、www.mei.ieにも掲載されています。MEI-RELSAは、アイルランド各地120カ所以上にある高い水準の英語学校、63校が加盟している協会です。



アイルランドで働く

日本—アイルランド ワーキング・ホリデー・プログラムでは、滞在資金を補うために就労することができます。

出入国管理局または、警察当局にて外国人登録および Department of Social and Protection から Personal Public Service (PPS) 番号を取得することが重要です。手続きを行いませんと就労ができませんのでご注意ください。

他のワーキング・ホリデー・プログラムとは異なり、アイルランド滞在中に可能な仕事の種類に制限はありません。またフルタイム就労が可能で、1週間に最大39時間まで働けます。

アイルランドの求職需要は高く、日本を出発する前に、何を、そしてどこで仕事をしたいかを求職紹介エージェンシーなどに問い合わせをし、事前にリサーチすることをお勧めします。仕事探しの鍵となるのは柔軟性を持つことです。新たな経験、新しいことへの挑戦に積極的であるほど、希望する仕事に早く就ける可能性は拡がります。求人広告を掲載しているアイルランドのウェブサイトは多数あり www.monster.ie、www.irishjobs.ie、www.recruitireland.com、www.jobs.ieが挙げられます。

職種によっては、資格の認定が必要な場合や登録規則がある場合がありますので留意してください。(例: 医学、法律など)

また、馬術関連の仕事においては、事前に多くの経験を積んでいることを要件とする場合もあります。

また、アイルランドの雇用訓練機関であるFASのサービスを利用することも可能です。主要な地域に事務所があります。詳細情報はウェブサイト: www.fas.ie を確認願います。

アイリッシュ・タイムズ、アイリッシュ・インディペンデント、アイリッシュ・エグザミナーおよびイブニング・ヘラルドなど、全国紙や地方紙の求人広告欄も貴重な情報源になっています。

ボランティアに興味がある方は、ボランティア活動を紹介している、ウェブサイト www.volunteer.ie および www.jobs.ie をご覧ください。

日本-アイルランド ワーキング・ホリデー・プログラムについてよくあるご質問を以下に掲載しています。お問い合わせの前に一度ご確認いただきますよう、お願いいたします。

よくあるご質問



Q. 25歳以上ですが30歳以下です。ワーキングホリデー・プログラムにまだ申請できるでしょうか?

A. できます。2015年6月より特別な制限なく30歳まで申請が可能になりました。

Q. 現在、就労していることを証明する書類を提出する必要がありますか?

A. いいえ。申請書と略歴に記載いただければ結構です。

Q. アイルランドの滞在費としてどのぐらい用意する必要がありますか?

A. 少なくともワーキング・ホリデーの初め、または事が見つかなかった場合に備えて、十分な額の滞在費を用意する必要があります。申請時に、少なくとも50万円を所持していることを示す証明書が必要であり、また、アイルランドへ入国する時点で、出入国管理官が十分な資金があるかどうか証拠の提示を求める場合があります。(残高証明書の提示。)

Q. アイルランドに配偶者、パートナーまたは扶養家族を連れて行くことはできますか。

A. いいえ。オーソリゼーション(許可証)は個人に発給されます。したがって、扶養家族を同伴することはできません。ただし、このプログラムへの参加資格がある配偶者、パートナーまたは扶養家族は、ワーキングホリデーの申し込みができます。また、日本国籍者で、ワーキング・ホリデーの許可を受けていない人でもビザなしで最大90日間はアイルランドに滞在できます。それ以上滞在する場合は、Garda出入国管理局にて外国人登録が必要です。

Q. アイルランドに再入国する際、許可是必要ですか?

A. いいえ。アイルランドでのワーキングホリデーが認められている期間なら、何度も出入国を繰り返せます。アイルランドと日本以外の第三国へ旅行する場合は、その国のビザの条件を必ず事前に確認してください。

Q. ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション(許可証)を延長したり、他のビザに切り替えることは可能でしょうか。

A. いいえ。ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション(許可証)の期限失効までに出国し、終了していただく必要があります。

Q. 卒業証書が日本語だけのものしかない場合はどうすればよいですか。

A. 書類は英語のみの受付となりますので、英訳を添付してください。

Q. 申請期限とは厳密にはいつでしょうか。

A. 申請締切日の消印有効です。

Q. 以前、他国のワーキング・ホリデープログラムに参加したことがあります。日本-アイルランド ワーキング・ホリデープログラムに申請する資格があるでしょうか。

A. あります。ただし日本-アイルランド ワーキング・ホリデー・プログラムに過去参加していない場合に限ります。

Q. 申請後、海外へ旅行に行っても良いでしょうか。
A. はい。ただし、申請時およびワーキングホリデー・オーソリゼーション(許可証)の受理時点は、日本に居住している必要があります。

Q. 申請書に記入した出発日を変更することは可能でしょうか。

A. 可能です。許可が下りた方には、再度出発日を確認のうえ、ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション(許可証)を発給いたします。

Q. 申請許可が下りましたが、一身上の都合により今年のプログラムには参加できなくなりました。申請を辞退することは可能でしょうか。

A. 可能です。辞退届を申請番号、氏名そして辞退理由を記載のうえ、メールまたはFAXでお送りください。

アイルランドにある 日本の機関

在アイルランド日本大使館の住所は次の通りです。

Embassy of Japan in Ireland
Nutley Building, Merrion Centre,
Nutley Lane, Dublin 4, Ireland
Tel: +353 (1) 202 8300
Fax: +353 (1) 283 8726

日本大使館のウェブサイト

www.ie.emb-japan.go.jp にはアイルランドにおける日本文化のイベント情報が掲載されています。大使館領事部(日本国籍者への対応)のメールアドレスは consular@ir.mofa.go.jp です。

アイルランド日本協会(Ireland-Japan Association)アイルランドと日本の架け橋となるさまざまな活動を積極的に推進している団体です。同協会への入会については、<http://www.ija.ie> をご覧ください。

重要なお知らせ

駐日アイルランド大使館は、アイルランドと日本間のワーキング・ホリデー・プログラムに関心のある方々に、善意で情報を提供しています。

駐日アイルランド大使館は、他のウェブサイトへのリンクや参照については責任を負いません。これらのリンクや参照は、情報を提供するためだけに提供されています。在日アイルランド大使館は、このページに掲載されているウェブリンク、企業またはサービスについて保証するものではありません。

